

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」 契約約款

株式会社ギガプライズ（以下「当社」といいます）は、当社が提供するクラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」（以下「本サービス」といいます）に関し、その提供内容及び条件について、以下のとおりクラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」 契約約款（以下「本約款」といいます）を定めます。

第1条（定義）

本約款における用語を以下の通り定義します。

- （１）「クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」」とは、IP カメラサービス及び関連の諸般サービスを提供している NHN アイカメ株式会社のクラウドカメラシステムを用いたサービスをいいます。
- （２）「IP カメラサービス」とは、契約者又は利用者がクラウドカメラを通じ撮影した映像を本サービスページ（WEB、アプリを含む）からクラウド基盤で持続的に確認、保存等できるようにするサービスをいいます。
- （３）「保守サービス」とは、本機器の整備及び点検等をするサービスをいいます。
- （４）「本件建物」とは、本サービスが導入されている建物又はテナント物件をいいます。
- （５）「関連事業者」とは、IP カメラサービス及び関連の諸般サービスの提供元である NHN アイカメ株式会社をいいます。
- （６）「契約者」とは、本サービスの契約を当社と締結した個人又は法人をいいます。
- （７）「利用者」とは、契約者及び契約者から本サービスを利用する権限を付与された者の総称をいいます。
- （８）「本機器」とは、本サービスを利用するためのクラウドカメラシステムを構築するカメラ機器及びその周辺機器をいいます。
- （９）「支払事務代行者」とは、契約者に代わってサービス料（第18条に定める）を当社に支払う者をいいます。
- （10）「ログイン ID・パスワード」とは、本サービスの管理者用ページを利用するためのローマ字、英数字等の記号及び番号をいいます。
- （11）「設置工事」とは、本サービスを利用するためのクラウドカメラ及び周辺機器の初期導入、追加導入及び交換等に係る設置工事のことをいいます。

第2条（本サービスの提供内容）

- 1. 当社が提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。
 - （１）IP カメラサービス
 - （２）保守サービス
- 2. 本サービスの内容は、当社が当該サービスを提供する時点で提供可能なものが最新の内容とします。

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」 契約約款

第3条（本約款の適用及び変更）

1. 契約者は、本サービスを申し込むにあたり、本約款の定めが適用されることに同意した上で、本サービスの申込みをしたものとみなします。
2. 当社は、契約者の一般の利益に適合する場合、又は本約款の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的と判断した場合には、一定の予告期間をもって本約款を変更できるものとします。この場合、当該予告期間内に契約者から本約款第25条に定める解約届が当社に対して提出されなかったときは、本約款の変更につき契約者による承諾があったものとみなします。
3. 本約款を変更する場合、当社は、効力発生日を記載した変更後の本約款を当社ホームページに掲載することにより、契約者に周知するものとします。
4. 本件建物で本サービスを利用するにあたり、本約款に定めのない事項については関連事業者が定める利用規約等（当該利用規約の詳細は関連事業者のホームページ等を参照）を適用又は準用するものとします。

第4条（当社からの通知）

1. 当社は、当社ホームページへの掲示や電子メールを利用した通知、その他当社が適当と判断する方法により、契約者に対し随時必要事項を通知します。
2. 前項の掲示による通知をするときは、前条第3項に定める場合を除き、当社が当該通知の内容を当社ホームページに掲示した時点より効力を生じるものとします。

第5条（契約）

1. 本サービスの契約希望者は、本サービスの各種契約事項について本約款に同意した上で、当社が別途指定する手続に従って本サービスの契約申込みをするものとし、当社が当該申込みを受領し、当社が承諾した時点で本サービスの契約（以下「本契約」といいます）が成立し、契約者となるものとします。
2. 前項に定める申込み手続について、契約希望者が以下のいずれかに該当することを当社が確認した場合、当社は当該申込みを承諾しない場合があり、契約希望者は予めこれを了承するものとします。
 - （1）過去に当社との契約を解除されている場合
 - （2）契約申込みに当たり、申込書等に虚偽の記載又は重大な誤記があった場合
 - （3）契約者が反社会的勢力（第30条に規定）に該当すると当社が判断した場合
 - （4）契約希望者と契約することが困難だと当社が判断した場合
3. 当社は、本件建物の所有者又は賃借人等であって、本機器を設置する権原を有する者と契約するものとし、当社は必要に応じて当該本機器を設置する権原を有することがわかる証書の提出を求めることができるものとします。

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

第6条（契約者情報の変更）

1. 契約者は、住所、所在地、契約者名、連絡先その他当社に提供した契約者情報に変更があった場合には、速やかに当社へ連絡するものとし、当社が別途指定する手続に従って変更の届出をするものとします。
2. 当社は、契約者が前項に定めた届出をしなかったことにより契約者に不利益又は損害が発生したとしてもその責任を一切負わないものとします。

第7条（ログインID・パスワードの付与、管理等）

1. 当社は、契約者に対し本サービスを利用するために必要なログインID・パスワードを付与します。
2. 契約者は、自らの責任においてログインID・パスワードを使用し、管理するものとします。
3. 契約者は、ログインID・パスワードを第三者へ譲渡又は貸与する等の行為は一切できません。
4. 契約者は、ログインID・パスワードの盗難、第三者による不正使用などがあった場合、直ちに当社にその旨を届け出ると共に、当社からの指示に従ってください。
5. 契約者が本サービスを利用するにあたって入力したログインID・パスワードが登録されたものと一致することを当社が所定の方法により確認した場合、当社は、契約者による利用があったものとみなし、これらが盗用、不正使用その他の事情により契約者以外の者が利用している場合であっても、これにより生じた損害については一切責任を負いません。
6. 契約者が第三者のログインID・パスワードを不正に使用し、当該第三者又は当社に損害を与えた場合、契約者はこれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

第8条（業務開始日の通知）

本サービスの業務開始日は、申込書に記載の業務開始日とし、本契約の申込み時点において業務開始日が不明なときは、当社は、当該業務開始日をサービス料の発生日（以下「課金開始日」といいます）と併せて別途書面又は電子メールにて通知するものとします。

第9条（本機器の設置工事）

1. 契約者は、当社に対して本サービスを利用するための本機器に関する設置工事を当社の指定する書面（電子契約を含む）にて発注することができるものとし、この場合、当社は当該設置工事を請負うものとします。

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

2. 前項の規定に基づき当社が請負う設置工事については、別途契約者と当社で取り交わす工事請負契約（注文書、注文請書の発行及び交付を含むがこれらに限られない）の内容が申込書及び本約款に優先するものとします。

第10条（保守サービス）

1. 当社が行う保守サービスは、別途当社が定めるクラウドカメラ保守サービス仕様書のとおりとします。
2. 保守サービスを行うにあたり、当社は、本機器が設置された本件建物又は土地等に立ち入ることができるものとします。その際、当社は契約者に対し協力を求めることができるものとします。

第11条（保守サービス利用上の注意）

1. 契約者は、本機器の使用に際して以下の各号を遵守するものとし、当該各号のいずれかに違反した場合には、保守サービスの対象外とします。
 - （1）本機器を移動、取り外し、変更、分解又は損壊しないこと。
 - （2）本機器に他の機械や付加物を取り付ける行為、又は通信機能に妨害を加える行為を行わないこと。
2. 契約期間中においても、クラウドカメラ保守サービス仕様書に規定するもの以外に当社が対応する場合には、別途追加料金が発生するものとします。

第12条（本機器の使用及び所有権の移転）

1. 当社は、契約者からの申込内容に従い本機器を販売又は貸与するものとします。
2. 契約者は、当社が販売又は貸与する本機器について、原則当社が指定する環境で使用するものとし、当社が指定する環境以外で使用する場合には、本機器を正常に利用できなかったとしても当社は一切責任を負わないものとします。
3. 本機器の所有権は、以下の各号の場合に応じて、当該各号の時点をもって、当社から契約者に移転するものとします。なお、当社は、所有権移転後においては、本機器の取外し等の一切の責任を負わないものとします。
 - （1）販売の場合 契約者又は支払事務代行者が本機器の代金の全部を当社へ支払った時
 - （2）貸与の場合 契約期間が満了した場合において、契約者又は支払事務代行者が当該契約期間に対応するサービス料の全部を当社へ支払った時（第20条に該当する場合は、違約金を支払った時）

第13条（契約不適合）

1. 契約者は、本機器が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであ

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

るとき（以下「契約不適合」といいます）は、当社に対し、本機器の修補又は履行の追完を請求することができるものとします。ただし、当社は、契約者に不相当な負担を課するものでないときは、本機器の修補又は履行の追完以外の方法を採用することができるものとします。

2. 前項に規定する本機器の修補又は履行の追完の請求は、本件建物に本機器を設置した日から起算して1年以内に当社に対して請求するものとします。
3. 契約者は、契約者が提供した物又は契約者の指図等の契約者の責に帰すべき事由によって生じた契約不適合を理由として、本条第1項及び第2項の規定による請求、法令の規定による損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができないものとします。ただし、当社が契約者から提供された物又は契約者の指図等が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではありません。
4. 契約者は、本契約に基づき当社から買受けた本機器の契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を当社に通知しないときは、当該契約不適合を理由として、本条第1項及び第2項の規定による請求、法令の規定による損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができないものとします。
5. 前項の規定は、当社が本機器を契約者に引き渡したときにおいて、当社が当該契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しないものとします。

第14条（第三者委託）

当社は、契約者に対して書面による事前の通知なく、第2条の一部及び本サービスに付帯関連する業務を第三者に委託できるものとします。

第15条（法令遵守）

契約者及び当社は、本契約に関係する法令を遵守しなければならないものとします。

第16条（契約者の地位の承継又は相続）

1. 契約者は、本件建物を譲渡若しくは承継した相手方又は契約者が死亡したときの相続人等の一般承継人その他本契約の契約者としての地位を承継する者（以下「承継者」といいます）に本契約の契約上の地位を移転する場合、契約者が当社へ連絡した上で当社が別途指定する手続に従って契約者変更の届出をするものとし、当該変更届に承継者が本契約の地位を承継することとなった権原を証明する書類を添付しなければならないものとします。ただし、契約者が死亡した場合は、相続人が変更の届出をするものとします。
2. 当社は、前項に規定する契約者の変更手続きが完了したことをもって契約者の地位を承継者に承継させることを承諾したものとします。
3. 前二項の定めによる変更の届出をするにあたり、当社から相当の期間を定めて催告し

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

たにもかかわらず、本契約の承継者がいなかった場合、当社は本契約が解約されたものとみなして解約手続きをするものとします。

4. 当社へ契約者変更の届出がないまま契約者が承継者又は第三者へ本契約の地位の承継を行った場合、当該承継者又は第三者が本サービスの提供を受けるにあたって支障が生じたとしても当社は一切の責任を負わず、契約者が当該承継者又は第三者に対して損害賠償等の責任を負うものとします。

第17条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、本約款の他に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第18条（サービス料の支払方法及び返金）

1. 契約者は、以下の各号に定める支払方法のうち、申込書で選択した支払プランに該当する方法により当社に本サービスの対価（以下「サービス料」といいます）を支払うものとします。

（1）「月額払いプラン」を選択した場合

当月分のサービス料に消費税及び地方消費税を加えた金額を翌月13日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日。以下同じ）に契約者が預金口座振替手続きで指定した金融機関の預金口座から引落をする方法によって、当社に毎月支払うものとします。ただし、預金口座振替手続きが完了するまでの間、サービス料は翌月末日までに当社が指定する銀行口座に振り込む方法によって当社に毎月支払うものとし、振込手数料は契約者の負担とします。

（2）「年額払いプラン」を選択した場合

- ①契約者は、申込書に定めるサービス料を【課金開始日】の翌月末に一括して当社が指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとします。
- ②本契約を更新する場合は、契約期間が満了する3ヶ月前までに契約者及び当社が協議のうえ、更新後のサービス料を決定しなければならず、契約期間満了日の翌日から1年間分のサービス料を契約期間満了日の翌月末に当社に対して一括で支払うものとし、以後も同様とします。
- ③当社が契約者からサービス料の支払いを一括で受領したあと消費税率の改定が行われた場合、増税したときは当社から契約者へ増税分を追加で徴収し、又は減税したときは当社から契約者へ減税分を返金するものとします。

2. サービス料の支払いを支払事務代行者がする場合、契約者は当該サービス料の支払いをする支払事務代行者を別途書面で届出するものとし、当社の承認を得たうえでサービス料を支払事務代行者から当社に支払うものとします。なお、支払いに係る費用は、

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

支払事務代行者の負担とします。

3. 当社に支払われたサービス料は、理由の如何を問わず返金しないものとします。
4. 当社は、契約者又は支払事務代行者よりサービス料が入金された日をもって入金日として処理し、別段定めがない場合は、領収書の発行は行わず、契約者又は支払事務代行者は当社に対する銀行振込等の支払完了を証する証憑をもってこれに代えるものとします。
5. 前各項の規定は、第11条第2項に定める追加料金の支払について準用します。

第19条（サービス料の改定）

1. 当社は、市場動向又は原価の高騰等サービス料変更の必要性がある場合には、サービス料を改定することができるものとし、その際は、改定の3ヶ月前までに契約者に書面をもって通知するものとします。
2. サービス料は、利用者による本サービスの利用の有無等を理由に減額しないものとします。

第20条（最低利用期間及び違約金）

1. 本契約の最低利用期間は、申込書に定める契約期間とします。
2. 最低利用期間満了前に本契約が終了する場合、契約者又は支払事務代行者は、本契約終了日の属する月の翌月から最低利用期間満了日までの月数にサービス料を乗じた金額を違約金として、当社に支払うものとします。

第21条（遅延損害金）

契約者又は支払事務代行者がサービス料の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第22条（本サービスの提供の中断）

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生もしくは発生する虞がある場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、自らの判断により本サービスの提供の全部又は一部を中断することができるものとします。
2. 前項に定める本サービスの提供の全部又は一部が、当社の責めに帰すことのできない事由により行われた場合、当社は当該中断によって契約者に損害が発生したとしても一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定により本サービスの提供を中断する場合、当社が適当と判断する方法で事前に契約者にその旨を通知するものとします。但し、当該中断が緊急に必要な場合又はやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではない

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

ものとしします。

第23条（本サービスの一時停止）

1. 当社は、契約者が本契約で定めたサービス料の支払を1ヶ月以上怠った場合、契約者に提供している本サービスを一時停止することができるものとしします。ただし、一時停止している間もサービス料は、発生するものとしします。
2. 前項の事由が発生した場合でも、契約者が当社に対して遅延したサービス料に支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、第21条に定める遅延損害金を加算して支払った場合、当社は契約者から当該サービス料の支払いがあったことを確認した後、本サービスを再開するものとしします。
3. 第1項の規定に従い、当社が契約者に提供している本サービスを一時停止したことによって契約者又は利用者に損害が発生したとしても、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとしします。

第24条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、申込書に定める業務開始日から本契約の終了日までとしします。ただし、本契約の有効期間満了3ヶ月前までに契約者から解約の申し出がない場合は、同一の契約内容でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様としします。
2. 契約者から当社に対して書面、電子メール又は電話連絡による契約終了の申し出がなされた場合、契約者は、当社が別途指定する解約届を提出するものとしします。

第25条（中途解約）

契約者は、中途解約を希望する日の3ヶ月前までに当社が別途指定する解約届を提出したうえで、本契約を中途解約できるものとしします。

第26条（契約の解除）

1. 契約者又は当社は、以下の各号の事由が発生した場合、相手方に対して相当の期間を定めて催告をした上で本契約を解除できるものとしします。
 - （1）契約者が本契約に定めるサービス料の支払を2ヶ月以上怠ったとき
 - （2）相手方が本契約に違反し、是正を求めたにもかかわらず1ヶ月以上是正されなかったとき
2. 契約者又は当社が以下の各号に該当した場合、相手方は、何らの催告を行うことなく本契約を解除することができるものとしします。
 - （1）支払不能に陥った場合
 - （2）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他裁判所、警察、官公庁等から処分を受けた場合

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てを受け、又はなした場合もしくは特定調停の申立てをなした場合
 - (4) 解散、事業の全部又は重要な部分の譲渡決議をした場合
 - (5) 事業を廃止した場合
 - (6) 監督官庁より事業停止命令を受け、又は事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (7) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
 - (8) その他前各号に準じる事由が生じた場合
 - (9) 第5条第2項第1号又は第2号に該当する事由が判明した場合
 - (10) 契約者が第5条第3項に定める権原を喪失した場合
 - (11) 本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
3. 契約者又は当社は、相手方が前各項の事由に該当したことにより本契約を解除する場合、相手方に対して契約解除日の2週間前までに書面により解除通知をするものとします。

第27条（損害賠償）

契約者及び当社は、本契約に関して相手方に損害を与えたときは、現実が発生した直接かつ通常生ずべき損害に限り、その損害を賠償しなければならないものとします。

第28条（免責）

- 1. 当社は、契約者又は利用者が本サービスを利用することにより取得した情報等（ソフトウェア、アプリケーション及び各種データを含むがこれらに限られない）について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、当社はいかなる責任も負いません。
- 2. 契約者又は利用者の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供を停止した場合、当社は、契約者又は利用者に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。なお、本項に該当する事項について利用者から問い合わせ等があった場合は、契約者が利用者の問い合わせ等に対応するものとします。
- 3. 本サービスの利用に関連して、契約者又は利用者の責めに帰すべき事由により、契約者、他の利用者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者、他の利用者もしくは第三者と紛争を生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4. 本サービスを利用したこと又は利用できなかったことに伴い、契約者又は利用者に損害が発生した場合、当社の故意又は重過失があるときを除き、当社は一切責任を負わないものとします。
- 5. 利用者は、本サービスを利用するために必要な端末を利用者の責任において準備するものとし、当該準備行為について当社は一切責任を負わないものとします。

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

6. 本サービスの利用者が使用する本アプリ及び本 Web システムの不具合について、当社は一切責任を負わないものとします。
7. 当社は、利用者が本サービスの動作環境を準備できなかったことに起因して本サービスの一部が利用できなかったとしても一切責任を負わないものとします。

第29条（個人情報）

1. 当社は、当社ホームページに掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、個人情報を適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、取得した個人情報を、本サービスの提供及びこれに付帯関連する業務のために利用するものとし、当該目的以外のために利用しないとともに、第三者に開示、提供しないものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。
 - （1）契約者に対し、当社及び当社の業務提携先等において広告宣伝のための電子メール等を送付する場合
 - （2）契約者から個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付する場合
 - （3）警察から犯罪捜査のための情報照会等があった場合
 - （4）その他契約者の同意を得た場合
 - （5）法令に定める場合
3. 当社は、刑事訴訟法その他の法令に基づき個人情報の開示請求があったときは、当該法令の定めに従いその範囲内で個人情報を開示するものについて前項本文の義務を負わないものとします。

第30条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約するものとします。
 - （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業の関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」といいます）であること。
 - （2）反社会的勢力や反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「密接交際者」といいます）と次に掲げる社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ①反社会的勢力又は密接交際者によって、その経営を支配される関係
 - ②反社会的勢力又は密接交際者が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力又は密接交際者を利用している関係
 - ④反社会的勢力又は密接交際者に対して資金を提供し、又は便宜を供与するな

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

どの関係

- ⑤自己の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）又は自己の経営を実質的に支配している者が、反社会的勢力又は密接交際者と社会的に非難されるべき関係

（３）自己又は第三者を利用して、相手方又は第三者に対し次に掲げる行為又はこれに準ずる行為を行うこと。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他本号①乃至④に準ずる行為

２．契約者及び当社は、前項に違反した場合には、直ちにその旨を相手方に通知しなければならないものとします。

３．契約者又は当社は、相手方が第１項に違反した場合には、相手方との間で締結した契約、協定、覚書その他一切の合意を、相手方に対し何らの催告を要することなく直ちに解除することができるものとします。

４．前項の規定に従い解除をした結果、解除を行った当事者（以下「解除者」といいます）が被った損害につき、相手方に対し損害賠償を請求することを妨げないものとします。また、同解除により相手方に損害が生じても、解除者はこれを一切賠償しないものとします。

第３１条（不可抗力）

- １．地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府、地方公共団体の命令規制、法令の改正等当社の責めに帰すことのできない事情（以下「不可抗力」といいます）により本契約の全部又は一部が履行遅滞又は履行不能となった場合、契約者に対しその責任を負わないものとします。
- ２．前項の不可抗力が発生し、当社の債務が履行遅滞又は履行不能になるおそれがある場合には、契約者に書面をもって直ちに通知するものとします。ただし、郵送手段が不可能な場合には電話又は電子メールをもって直ちに通知するものとします。

第３２条（専属的合意管轄）

本契約に関して法律上の争訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

クラウドカメラサービス「TOASTCAM Biz」契約約款

第33条（協議事項）

本約款において定めのない事項は、契約者と当社の二者間相互において誠意をもって協議し、円滑に解決するものとします。

第34条（特約事項）

契約者及び当社は、別途特約事項について合意した場合、当該特約事項についての合意が本契約に適用されるものとします。また、当該特約事項についての合意において、本約款の定めと異なる事項を定めたときは、当該特約事項についての合意が本約款の定めに優先して適用されるものとします。

第35条（準拠法）

本契約の成立、効力及び履行並びに本約款の解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

付則

1. 2025年2月25日より施行するものとします。

以上